

学生・教職員の皆さんへ

合理的配慮について

改正障害者差別解消法（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が令和6年4月1日に施行されたことにより、民間事業者（私立大学含む）へ、合理的配慮の提供が義務化されました。

本学では、これまでも『障がい学生支援基本方針』及び『障がい学生支援規程』に基づき合理的配慮の提供を実施してきました。義務化を機に改めて本学の取り組みを学生及び教職員の皆さんへ周知し、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現に取り組んでいきましょう。

合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享受・

行使することを確保するために本学が行う必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、本学の体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担とならないものをいいます。

障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができます。

沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学における合理的配慮の提供に関する流れは以下のとおりです。

合理的配慮の提供に関する流れ

① 相談、支援の申し出

学生課で受け付けていますので、まずご相談ください。

相談学生の教育的ニーズと意思について確認し、学生生活委員会に報告します。

② 支援計画の策定

学生生活委員会は、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、各学部・学科、関係部署・課と協議し、個別の支援計画を策定します。

③ 合意

学生生活委員会は、相談学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図ります。最終的に支援計画は相談学生の合意を得て決定します。

④ 支援の実施

- 具体的支援は、相談学生が所属する学科が、主たる責任を持って実施します。
- 学生生活委員会は、支援が円滑に行われるよう、関係者との調整を行います。
- 学生課は、支援の実施にあたって、関係者間の連絡、学外機関との連携等を行います。

⑤ 相談対応

学生課は、支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がいのある学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、課題の解決に努めます。